

酒々井南部地区新産業団地用地登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、酒々井南部地区新産業団地一丁目1番地、一丁目2番地、二丁目2番地、二丁目3番地、二丁目6番地、二丁目7番地の一部及び二丁目8番地（以下「対象地区」という。）の用地の情報を、対象地区に立地を希望する企業等に提供することにより、優れた広域交通体系を活かした町の新たな観光・産業振興拠点として、酒々井南部地区新産業団地の土地活用に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地区 別図1に示す範囲
- (2) 用地 対象地区に換地された土地をいう
- (3) 登録用地 用地登録台帳（別記第1号様式）に登録した用地をいう

(登録の申込)

第3条 登録の申込みは、用地の所有者（以下「申込者」という。）が、登録申込書（別記第2号様式）を町長に提出し、行うものとする。

2 前項の場合において、用地が共有のときは、共有者全員が登録申込書に署名し、又は申込者以外の共有者全員の同意による代表者選任届（別記第3号様式）を添付して、申込まなければならない。

3 隣接する用地と一体で申込みを行うときは、申込みに係る用地の所有者全員が登録申込書に署名し、又は申込者以外の者全員の同意による代表者選任届（別記第4号様式）を添付して、申込まなければならない。

4 申込者は、第5条に規定する情報開示について、同意しなければならない。

(登録及び通知)

第4条 用地登録することができる用地は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 抵当権等所有権以外の権利が設定されていないこと、又は設定されていても売買若しくは賃借の契約の時までに抹消が確実なこと。
- (2) 用地の境界が明確であり、所有権等の権利の帰属について争いが無いこと。
- (3) 所有者と登記名義人が同一であること。

2 町長は、要件に該当しない事実があると認めるときは、登録ができない旨の通知書（別記第5号様式）により、申込者に対して要件に該当しない事実と登録できない旨を通知しなければならない。

3 町長は、用地登録及び登録用地の情報開示をしたときは、申込者にその旨を登録通知書兼情報開示のお知らせ（別記第6号様式）により、通知するものとする。

4 用地登録台帳への登録有効期間は、平成28年3月31日までとする。

(情報の提供)

第5条 町長は、登録用地について、次の各号に掲げる事項を町のホームページ及び用地登録閲覧台帳（以下「閲覧台帳」という。別記第7号様式）に掲載し、情報の提供を行うものとする。

- (1) 用地の位置、面積に関する事。
- (2) 都市計画法等の制限に関する事。
- (3) 所有形態に関する事。
- (4) 取引事項（売却、賃貸）に関する事。
- (5) 用地の共同活用の意向に関する事。
- (6) 抵当権の有無に関する事。

(引合申出)

第6条 引合の申出は、登録用地に立地を希望する企業等（以下「申出者」という。）が、登録用地引合申出書（別記第8号様式）を町長に提出し行うものとする。

(申出に係る通知)

第7条 町長は、前条の規定による申出があった場合において、申出者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、申込者に登録用地引合申出通知書（別記第9号様式）により、申出があった旨を通知するものとする。

- (1) 事業活動が各種法令に違反していないこと。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (3) 次に掲げる建築物を建築しないこと。

ア 戸建専用住宅（長屋を含む）

イ 兼用住宅又は併用住宅

ウ 共同住宅、寄宿舎又は下宿

エ 学校

オ ホテル又は旅館

カ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

キ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

ク 自動車教習所

ケ 畜舎

コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条及び第15条で定める施設

2 町長は、申出内容が前項各号に該当しないと認めるときは、申出者に申出に応じられない旨の通知書（別記第10号様式）により、通知しなければならない。

(引合意向の確認等)

第8条 前条第1項の通知を受けた申込者は、当該報告に係る申出者との引合意向を、登録用地引合意向確認書（別記第11号様式）により、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の引合意向を登録用地引合結果通知書（別記第12号様式）により、申出者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の確認書により、申込者から引合申出の通知を受けた申出者と交渉を行うとの報告を受けた場合は、第9条の報告により、申込者から情報開示の要請があるまで、企業等の引合申出は受け付けないものとする。

(引合結果の報告)

第9条 申込者は、登録用地への立地について申出者と交渉した場合は、その結果を登録用地引合結果報告書(別記第13号様式)により、町長に報告しなければならない。

(相談窓口の設置)

第10条 町長は、用地登録制度の活用を促進し、酒々井南部地区新産業団地にふさわしい土地活用を図るため、経済環境課に相談窓口を設置する。

(責務)

第11条 申込者及び申出者は、登録用地に係る交渉について誠意をもって対応しなければならない。

- 2 申出者は、交渉で知り得た情報について情報提供者の許可なく他へ漏らしてはならない。
- 3 申出者は、速やかに土地活用に努めなければならない。
- 4 交渉は、すべて申込者と申出者の責任において行い、町長は一切関与しない。
- 5 登録用地の申込内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(登録の変更等)

第12条 用地登録台帳に登録された内容に変更が生じた場合又は登録の変更若しくは削除をしようとする場合は、申込者は、登録用地(変更・削除)届(別記第14号様式)により、町長に届出なければならない。

- 2 町長は、前項の届出があった場合は、当該届出に基づき、速やかに登録の変更又は削除を行い、その旨を登録用地(変更・削除)通知書(別記第15号様式)により、申込者に対して通知するものとする。

(登録の取消し等)

第13条 町長は、用地登録台帳に登録後、第4条第1項各号に規定する事項に該当しない事実があることが判明した場合は、登録を取り消し、その旨を登録用地取消通知書(別記第16号様式)により、申込者へ通知するものとする。

- 2 町長は、第9条の報告により交渉の成立を確認した場合は、第5条による町のホームページ及び閲覧台帳の掲載から削除するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、酒々井町行政組織条例の一部を改正する条例(平成24年酒々井町条例第1号)の施行の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

